

津島市外国語指導助手派遣公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「津島市外国語指導助手派遣」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 事業概要

(1) 事業名

津島市外国語指導助手派遣

(2) 事業内容

別添仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和7年9月1日から令和10年8月31日まで（長期継続契約）

※契約締結日の翌日から令和7年8月31日までは準備期間とし、無償とする

3. 契約上限金額

28,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 実施形式

公募型

5. 日程

令和7年5月27日（火）公募開始

令和7年6月6日（金）質疑受付締切

令和7年6月12日（木）質疑に対する回答（ホームページ）（予定）

令和7年6月18日（水）参加申込書等受付締切

令和7年7月4日（金）1次審査結果の通知（予定）

令和7年7月22日（火）2次審査（プレゼンテーション）（予定）

令和7年8月4日（月）2次審査結果の通知（予定）

※日程は前後することがある。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。なお、複数の事業者による共同参加は認めない。

- (1) 津島市入札参加資格審査申請要領に基づく津島市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類（申請日において、発行日より3か月以内のものとする。鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。）を提出させ、確認した上で当該プロポーザルに参加させることができる。

書類名	摘要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書（国税）	法人の方「その3の3」／個人の方「その3の2」
納税証明書（愛知県税）	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）
納税証明書（津島市税）	津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書）

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 参加申し込み受理期間中に津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月19日付け津島市長・愛知県津島警察署長締結）又は津島市が行う調達契約等から暴力団の排除に関する要綱（平成19年9月1日施行）に基づく

排除措置を受けている者でないこと。

- (6) 過去5年以内に、事業主が出入国管理及び難民認定法による処分を受けていないこと。
- (7) 過去5年以内に、事業主が労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。
- (8) 過去5年間に、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）が発注する小学校及び中学校での外国語指導助手による派遣業務または英語授業指導委託業務で元請としての実績を有すること。

7. 募集内容

(1) 募集方法

公告及び津島市公式ホームページにて募集

(2) 申込期間

令和7年5月27日（火）から令和7年6月18日（水）まで

※直接持参する場合は、上記期間のうち開庁日の午前9時から午後5時まで

(3) 申込方法

持参または郵送に限る。なお、郵送の場合は必着とし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

8. 質疑・回答

(1) 提出方法

別添の質問票（様式第7）により、「15. 問い合わせ先」に電子メールにて提出し、必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課で着信したことを確認すること。

(2) 期限

令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

令和7年6月12日（木）までに津島市公式ホームページにて回答を行う予定である。

9. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア. 参加申込書（様式第1）
- イ. 誓約書（様式第2）
- ウ. 参加資格確認書（様式第3）
- エ. 会社概要書（様式第4）
- オ. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める「労働者派遣事業」の許可を受けている事業主である証明の写し

カ. 企画提案書

企画提案書の作成については別紙のとおりとし、紙面はA4サイズで表紙を含め、10枚以内（両面印刷20ページ以内）、文字サイズは原則11ポイント以上とします。参加者の本業務に関する提案が分かる資料を用意して下さい。端的で分かりやすい表現に努めてください。

キ. 業務実績調書（様式第6）

令和2年度以降の同種・類似した愛知県内での業務実績を記入すること。また、履行期間が複数年の場合はまとめて記入することとし、直近の実績から記入すること。なお、記入欄の追加は認めない。

ク. 見積書

任意の様式にて、上限額を28,980千円（消費税及び地方消費税を含む。）として作成してください。金額は消費税及び地方消費税を含んだ額とし、内訳も記載してください（指導助手1人あたりの労務単価がわかるように記載してください）。また、見積書の宛名は津島市長とし、入札・契約に使用する印鑑を押印してください。本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期契約継続とします。

(2) 提出期限

令和7年6月18日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数

- ア. 参加申込書、イ. 誓約書、ウ. 参加資格確認書、エ. 会社概要書、オ. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める「労働者派遣事業」の許可を受けている事業主である証明の写し、
- キ. 業務実績調書、ク. 見積書 各1部
- カ. 企画提案書 10部

(4) 提出方法

提出する紙原本には代表者印を押印して提出すること。また、郵送の場合には必着とし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先

〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地
津島市教育委員会事務局学校教育課

10. 審査方法

別添審査要領のとおり

11. 審査結果

審査を受けたすべての企画提案者へ文書で通知するとともに、ホームページに掲載する。通知日は令和7年8月4日（月）（予定）とする。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、提出事業者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (6) 提出された書類に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は事業者が負う。

13. 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、津島市情報公開条例（平成12年3月31日条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

(1) 費用負担

書類作成、提出及びプレゼンテーションに係る一切の経費は、提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取り

扱いを受けるものではない。

なお、辞退する場合は速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア. 参加資格要件を満たしていない場合、又は候補者決定までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

イ. 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ. 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ. 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ. 見積書の金額が契約上限金額を超過した場合

(4) 著作権

企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができる。

(5) 異議の申し立て

企画提案者はプロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 不当要求への対応

契約の履行にあたり、妨害または不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

(7) 記載内容以外の事項

実施要領、仕様書及び企画提案書等に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。

15. 問い合わせ先

担 当 津島市教育委員会事務局学校教育課

所 在 地 〒496-8686

愛知県津島市立込町2丁目21番地（津島市役所2階）

電話番号 0567-55-9417

E-mail gakkyo@city.tsushima.lg.jp

企画提案書の作成について

実施要領及び仕様書に基づき、以下の構成の順番にて企画提案書を作成すること。

1 会社概要

基本的な会社概要や事業理念、外国語指導助手派遣に対する考え方の他、会社による社会貢献活動について記載すること。

2 外国語指導助手に関する事項

外国語指導助手の採用基準、受注後に指導にあたる予定の外国語指導助手一覧（各指導助手の国籍、母語、年齢、性別、日本語能力、職業経験等）および外国語指導助手の指導力向上のための研修について記載すること。

3 労務・法務管理体制

派遣法をはじめとする労働関係法やその他法務全般の能力、外国語指導助手等の雇用における対応や勤務状況をはじめとする労務管理体制について記載すること。

4 サポート体制

本事業の受注のために必要とされる、通常時のサポート体制と、緊急時のサポート体制について記載すること。

5 学習指導について

市内小中学校における学習指導要領に基づく学習指導案作成の補助、小学校8校、中学校4校において行う「楽しくて役に立つ」外国語指導、異文化理解に関する情報提供と指導、英語に関する行事における指導、教職員等に対する英語研修・講座等に関わる業務等について記載すること。

6 学習教材について

授業において使用する教材の研究や作成及び教材の提供等について記載すること。

7 その他

上記前各号に準ずる事項や補完する事項、または上記前各号以外において本事業に関する提案について必要に応じて記載すること。